

## 6. 各機関・団体における支援業務

### <総合的な対応> (P117~P144)

- (1) 栃木県、(2) 市町、(3) 警察、(4) 海上保安庁、(5) 法テラス
- (6) 公益社団法人被害者支援センターとちぎ、(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

### <司法関連> (P145~P155)

- (8) 地方裁判所・簡易裁判所、(9) 家庭裁判所、(10) 検察庁、(11) 栃木県弁護士会
- (12) 栃木県司法書士会

### <刑事施設・保護観察所等> (P156~P161)

- (13) 矯正管区、(14) 刑事施設、(15) 少年鑑別所、(16) 少年院、(17) 地方更生保護委員会
- (18) 保護観察所

### <人権・外国人対応> (P162~P164)

- (19) 法務局・地方法務局、(20) 地方入国管理局、(21) 公益財団法人栃木県国際交流協会

### <医療・福祉> (P165~P175)

- (22) 栃木県精神保健福祉センター、(23) 栃木県健康福祉センター・各市福祉事務所
- (24) 栃木県健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市保健所ほか）
- (25) 社会福祉協議会、(26) 地域包括支援センター、(27) 障害者虐待防止センター
- (28) 栃木県障害者権利擁護センター、(29) 栃木県医療安全相談センター
- (30) 栃木県臨床心理士会、(31) 栃木県社会福祉士会

### <就労関連> (P176~P181)

- (32) 労働基準監督署、(33) ハローワーク、(34) 総合労働相談コーナー
- (35) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部栃木職業能力開発促進センター
- (36) 労政事務所、(37) とちぎジョブモール

### <女性・子ども> (P182~P192)

- (38) 配偶者暴力相談支援センター、(39) とちぎ男女共同参画センター、(40) 宇都宮市女性相談所
- (41) とちぎ性暴力被害者サポート「とちエール」、(42) 民間シェルター
- (43) 母子家庭等就業・自立支援センター、(44) 児童相談所
- (45) 乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設
- (46) 母子生活支援施設、(47) ファミリー・サポート・センター、(48) 栃木県教育委員会
- (49) 市町教育委員会、(50) 学校、(51) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

<交通事故> (P193~P201)

- (52) 交通事故相談所、(53) 栃木県交通安全活動推進センター
- (54) 公益財団法人日弁連交通事故相談センター
- (55) 公益財団法人交通事故紛争処理センター、(56) 一般社団法人日本損害保険協会
- (57) 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、(58) 財団法人自動車事故被害者援護財団
- (59) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)、(60) 公益財団法人交通遺児育成基金
- (61) 公益財団法人交通遺児育英会

<その他> (P202~P206)

- (62) 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター、(63) 消費生活センター
- (64) 社会福祉法人いのちの電話、(65) 日本年金機構、(66) 全国健康保険協会栃木支部
- (67) 税務署

別表 1 ~ 市町窓口一覧 (P207~P231)

別表 2 ~ 地域包括支援センター一覧 (P232~P237)

注) ・網掛けがしてある支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。  
・(対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象となります。

**(1) 栃木県****(組織の紹介)**

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

**1 犯罪被害者総合相談窓口業務****(支援概要)**

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して総合相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

担当窓口	栃木県県民生活部くらし安全安心課生活安全担当
住 所	宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁本館 7 階
電話番号	028-623-2154
受付時間	土日祝日を除く 8:30～17:15

**2 薬物乱用相談****(支援概要)**

覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等の乱用に関する相談を受け付けています。

担当窓口	栃木県保健福祉部薬務課
住 所	宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁本館 5 階
薬物相談電話	028-623-3779
薬物相談電話受付時間	土日祝日を除く 8:30～17:15
薬物相談メール	yakuran184@proof.ocn.ne.jp 24 時間受付

**3 ひきこもり、ニート、不登校等に関する相談****(支援概要)**

ひきこもり、ニート、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等（年齢不問）やその家族等の相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行います。

**<担当窓口>**

担当窓口	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス☆とちぎ)
住 所	宇都宮市下戸祭 2-3-3
相談電話	028-643-3422
受付時間	日月祝日・年末年始を除く 10:00～19:00
相談メール	soudan@polaris-t.net

#### 4 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選において優先措置があります。また、国の通知に基づき、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。

(対象要件等)

県営住宅の入居者資格を満たす方で、下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- (1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

#### 5 配偶者等からの暴力被害者の県営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者及び生活の本拠をともにする交際相手からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選において優先措置があります。また、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。

(対象要件等)

県営住宅の入居資格を満たす方で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者
- (2) 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者及び生活の本拠をともにする交際相手に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者

< 県営住宅に関する相談窓口 >

機関名	住所	電話番号	県営住宅の所在地
住宅供給公社 中央支所	宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎内	028-626-3198	宇都宮市、鹿沼市、日光市 真岡市、上三川町、芳賀町
住宅供給公社 栃木支所	栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎別館内	0282-23-6604	栃木市、下野市、 小山市、壬生町
住宅供給公社 矢板支所	矢板市鹿島町 20-11 矢板土木事務所内	0287-44-0737	矢板市、さくら市 高根沢町
那須プラザ	那須塩原市末広町 53	0287-74-5901	那須塩原市、大田原市 那須町
佐野プラザ	佐野市高砂町 2791 鹿嶋屋ビル 1 階	0283-85-7871	佐野市
わたらせプラザ	足利市通 3-2589 足利織物会館内	0284-20-1717	足利市

○ 受付時間 土日祝日を除く 8:30～17:15

○ ※一時的な入居については、栃木県住宅課にお問い合わせください。

**(2) 市町(各市町により、対応窓口が無い場合や支援項目の名称が違う場合があります。)**

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、市町として取り組むべき被害者対策の基本方針として、被害者に対応する職員の育成、犯罪被害者支援機関との連携の強化を掲げ、関係機関との連携や職員研修体制の整備等を行っています。

**1 犯罪被害者相談業務**

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

**2 消費生活相談業務**

(支援概要)

悪質商法等に巻き込まれた被害者への助言・あつせんを行っています。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

**3 生活保護制度**

(支援概要)、(対象要件等)

資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する者に対し、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、厚生労働省で定める最低生活費から収入を差し引いた差額を、保護費として支給するとともに、その自立を助長します。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

**4 高額療養費の支給、高額療養資金貸付制度**

(高額療養費の支給)

同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

(高額療養資金貸付制度)

国民健康保険加入者が病院の窓口での支払に困る場合、その支払の一部を貸付する制度です。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

## 5 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給します。

(対象要件等)

- (1) 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。

または、死亡日前 1 年間の国民年金の保険料を納付しなければならない期間に、保険料の滞納がないこと。

- (2) 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は国民年金法の 1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 6 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を、支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- (1) 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。

ア 初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、国民年金法の 1、2 級の障害の状態にあるとき。

初診日から 1 年 6 か月を経過した日以降に、障害の状態が増進し、65 歳になるまでに 1 級または 2 級の状態にあるとき。

イ 保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。

または初診日前 1 年間の、国民年金の保険料を納付しなければならない期間に、保険料の滞納がないこと。

初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに国民年金法 1、2 級の障害の状態にあること。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

## 7 特別障害給付金

(支援概要)

国民年金任意加入対象者であった方が、当時、任意加入していない期間にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残っている場合などに一定額を支給します。

(対象要件等)

国民年金任意加入対象であった平成3年3月31日以前の学生や昭和61年3月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1，2級相当の障害の状態にあるとき。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 8 特別障害者手当

(支援概要)、(対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 9 身体障害者手帳・療育手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、更生医療の給付や補装具費の支給などの障害福祉サービスの利用、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。\*診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 10 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。  
※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 11 自立支援医療費支給制度

(支援概要)、(対象要件等)

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害にかかわらず、市町等が福祉サービスを提供しております。

自立支援医療費の支給としては、精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得に応じ負担上限額があります。

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

(窓口) 別表1参照（\*詳細については、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。）

## 12 重度心身障害者医療費助成

(支援概要)

心身に重度の障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担分を助成します。ただし、入院に係る食事療養費は除きます。

(対象要件等)

- (1) 身体障害の程度が1～2級の方
- (2) 知的障害の程度が知能指数35以下の方
- (3) 知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方

(窓口) 別表1参照（\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。）

## 13 こども医療費助成

(支援概要)

お子さんが医療保険による診療を受けた場合その自己負担額の助成を受けることができます。

(対象要件等)

\*小学6年生まで、中学3年生まで、高校3年生までと市町により差異があります。

- (1) 小学6年生まで（宇都宮市）
- (2) 高校3年生まで（日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、野木町、塩谷町、那須町）
- (3) 中学3年生まで（上記以外の市町）

\*いずれの学年も対象学年が終了する3月31日まで

\*ただし、以下のいずれかに該当する児童は対象にならない。

- ア 各種医療保険に加入していない児童
- イ 生活保護を受けている児童
- ウ 児童福祉施設などに措置により入所している児童



(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

#### 14 ひとり親家庭医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や親(配偶者のいない養育者を含む。)に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。

(対象要件等)

市町内に住所があり、離婚、死別、遺棄などの理由で父(母)と生計を同じくしていないか、又は父(母)が一定の障害の状況にある児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を監護している母(父)又は養育している方

ただし、所得額により、支給できない場合があります。

(窓口) 別表 1 参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

#### 15 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行います。

(対象要件等)

- (1) 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童
- (2) 20歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童
- (3) 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)、40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方(扶養している子のない方は、前年の所得が一定額以下の方)

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

#### 16 高等職業訓練促進給付金

(支援概要)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の全期間(上限24か月)、訓練促進費が支給されます。

(対象要件等) \*以下の要件にすべて該当する方。なお、入学前の事前相談が必要です。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- (2) 修業年限2年以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの

- (4) 過去に訓練促進費の支給を受けていないこと  
(窓口) 別表 1 参照 (\*お住まいの市(町部については管轄の栃木県健康福祉センターP145) 窓口へお問い合わせ下さい。)

### 17 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

(支援概要)

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方。なお、講座受講開始前の事前相談が必要です。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- (3) 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- (4) 原則過去に訓練給付金を受給していないこと

(窓口) 別表 1 参照 (\*お住まいの市(町部については管轄の栃木県健康福祉センターP145) 窓口へお問い合わせ下さい。)

### 18 母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭等(夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 19 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(支援概要)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

## 20 遺児手当

(支援概要)

父母の一方又は両方が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として、児童1人につき月額3,000円を支給します。

(対象要件等)

- (1) 県内に住所があり、次のいずれかに該当する方に対し、住民税所得割が非課税の場合に支給されます。
- (2) 父母の一方が死亡した児童を監護している父又は母で現に配偶者を有しないとき
- (3) 父母以外の方が父母の一方又は両方が死亡した児童と同居、監護し生計を維持しているとき

(児童を養育する方がいないときは、児童のうち年長の方に対して支給されます。)

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 21 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町内に住所があり、中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。ただし、請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上ある場合は、特例給付が支給される。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

## 22 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する父、母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を監護する父又は母、父又は母に代わってその児童を養育する者

- (1) 父母が婚姻を解消した児童  
※父は児童と生計を同じくしている場合に限る。
- (2) 母又は父が死亡した児童
- (3) 母又は父に1年以上遺棄されている児童
- (4) 母又は父が重度の障害を有する児童
- (5) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限がある。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

### 23 障害児福祉手当

(支援概要)、(対象要件等)

精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

### 24 特別児童扶養手当

(支援概要)、(対象要件等)

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対し、手当を支給します。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

### 25 要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又はそれに準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる方。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

### 26 幼稚園就園奨励費補助事業

(支援概要)

幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(対象要件等)

市町内に住所を有し、幼稚園に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。)

### 27 第3子以降保育料免除

(支援概要)

保育所入所児童のうち、第3子以降の3歳未満児の保育料を免除します。

国の制度では、兄弟が同時入所した場合の保育料を2人目は1/2、3人目は無料としていますが、この制度は同時入所に関係なく、第3子以降3歳未満児の保育料を免除するものです。

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせ下さい。)

### 28 その他の幼稚園保育料減免事業費補助

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 29 一時預かり

(支援概要)

様々な事情によって一時的に家庭において保育できない場合、主として昼間において一時的に就学前の子どもを預かります。利用料金は有料です。

(対象児童)

主として保育所等に通っていない、又は在籍していない集団保育が可能な乳幼児

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 30 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。\*利用料が発生する場合があります。

(対象要件等) \*以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 31 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないことのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき弁護士や司法書士等が無料の法律相談等を実施している市町もあります。

(窓口) 別表 1 参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 32 住民票の写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、加害者による住所探索を防ぐために、市町村長に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を制限する支援措置を申し出ることができます。申出を受けた市長村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を

行った上で、支援措置を行います。

(対象要件等)

- 1 配偶者による暴力の被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- 2 ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- 3 児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- 4 その他1～3に掲げるものに準ずるもの

(窓口) 別表1参照 (\*詳しくは、お住まいの市町窓口へお問合せください。)

### 33 登録型本人通知制度

(支援内容)

住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を抑止するため、住民票の写しなどの証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。

(窓口) 別表1参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 34 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(窓口) 別表1参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 35 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居ができる場合があります。

(窓口) 別表1参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

### 36 配偶者等からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者(事実婚や元配偶者も含む)や交際相手からの暴力被害者は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(窓口) 別表1参照 (\*実施市町に限られております、別表を確認してください。)

**37 配偶者等からの暴力被害者の公営住宅への一時入居**

(支援概要)

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や交際相手からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居ができる場合があります。

（窓口）別表 1 参照（\*実施市町が限られております、別表を確認してください。）

**38 児童虐待発見時、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告**

虐待された子どもへの対応の詳細は(P33)を確認してください。

（窓口）別表 1 参照

**39 死亡の届出**

（窓口）別表 1 参照（\*詳細は(P16)に記載の死亡の届出を確認して下さい。）

**(3) 警察**

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受理することが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関の 1 つです。

**1 事件・事故への対応**

発生した事件・事故について捜査を行い、被疑者の検挙、被害者の救護・保護にあたります。

＜被害者への教示用窓口＞

○事件・事故の緊急電話

電話番号	受付時間
110番	24時間

○上記以外の事件・事故

担当窓口	住所	電話番号	受付時間
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭 1-1-6	028-623-0110	24時間
宇都宮東警察署	宇都宮市今泉町 2996-2	028-662-0110	24時間
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町 1-8	028-653-0110	24時間
小山警察署	小山市神鳥谷 1738-5	0285-31-0110	24時間
足利警察署	足利市千歳町 94-7	0284-43-0110	24時間
栃木警察署	栃木市箱森町 40-14	0282-25-0110	24時間
那須塩原警察署	那須塩原市方京 2-15-1	0287-67-0110	24時間
佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6	0283-24-0110	24時間

鹿沼警察署	鹿沼市上殿町 1000-5	0289-62-0110	24 時間
真岡警察署	真岡市荒町 115	0285-84-0110	24 時間
下野警察署	下野市下古山 2451-41	0285-52-0110	24 時間
大田原警察署	大田原市紫塚 1-1-4	0287-24-0110	24 時間
今市警察署	日光市今市 1378-1	0288-23-0110	24 時間
さくら警察署	さくら市馬場 786-1	028-682-0110	24 時間
矢板警察署	矢板市中 2001-1	0287-43-0110	24 時間
日光警察署	日光市稲荷町 2-2-2	0288-53-0110	24 時間
那須烏山警察署	那須烏山市初音 3-6	0287-82-0110	24 時間
茂木警察署	茂木町茂木 209-2	0285-63-0110	24 時間
那珂川警察署	那珂川町北向田 85	0287-92-0110	24 時間

## 2 相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

<施策担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110

<被害者への教示窓口>

窓口	住所	電話番号
各警察署警務課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)	
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

## 3 被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- (1) 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- (2) ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

<施策担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110



## ＜被害者への教示窓口＞

窓口	住所	電話番号
各警察署警務課	*P129（各警察署欄を確認して下さい）	
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

**4 被害者連絡制度**

## （支援概要）

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

## （対象要件等）

- (1) 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- (2) ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

## ＜施策担当窓口＞

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市塙田 1-1-20	028-621-0110

## ＜被害者への教示窓口＞

窓口	住所	電話番号
各警察署警務課	*P129（各警察署欄を確認して下さい）	
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

**5 地域警察官による被害者訪問・連絡活動**

## （支援概要）

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

## （対象要件等）

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

## ＜担当窓口＞

窓口	受付時間
各警察署地域課（P129 各警察署欄を確認して下さい） 又は最寄の交番、駐在所	24 時間

**6 各種相談窓口**

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

&lt;各相談窓口&gt;

窓口	電話番号	受付時間
全国統一の相談電話	#9110 028-627-9110	24 時間
被害者支援窓口	028-621-1110	土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15
シルバー110 番	028-627-4680	24 時間
性犯罪被害者相談電話	028-625-2070	土曜・日曜・休日を除く 9:00～17:30
暴力団相談	028-622-2424	土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15
ヤングテレホン	0120-874-152	土曜・日曜・休日を除く 9:00～16:00

**7 カウンセリング**

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

&lt;施策担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110

&lt;被害者への教示窓口&gt;

窓口	住所	電話番号
各警察署警務課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)	
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

**8 犯罪被害給付制度**

## (支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- (1) 「遺族給付金」 : 犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- (2) 「重傷病給付金」 : 重大な障害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- (3) 「障害給付金」 : 障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

## (対象要件等)

- (1) 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
  - (2) 重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った犯罪被害者本人
  - (3) 障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人
- ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

## (申請の期限)

申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはすることができません。

ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により所定の期間に給付金を申請することができなかつたときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り申請することができます。

※早めにご相談ください。

<担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埜田 1-1-20	028-621-0110
各警察署警務課	*P129（各警察署欄を確認して下さい）	

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

**9 オウム真理教犯罪被害者等給付金**

## (支援概要)

オウム真理教による犯罪行為により被害を受けた方、ご遺族に給付金が支給されます。

次の方々が給付金支給の対象となります。オウム真理教による犯罪行為により、  
(地下鉄サリン事件その他法律で定められた事件に限ります。)

- (1) 亡くなられた方のご遺族
- (2) 障害が残った方 (既に亡くなられている場合は、そのご遺族)
- (3) 傷病を負った方 (既に亡くなられている場合は、そのご遺族)

<担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110
各警察署警務課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)	

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30~17:15

## 10 診断書等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行っています。

(対象要件等) 殺人未遂、強盗致傷等一定の身体犯の被害者

<担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110
各警察署警務課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)	

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30~17:15

## 11 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

<担当窓口>

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110
各警察署警務課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)	

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30~17:15

**12 性犯罪被害者への支援**

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）等を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には、公費負担できないことがあります。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110
各警察署警務課	*P129（各警察署欄を確認して下さい）	

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

**13 被害少年への支援**

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
少年サポートセンター （警察本部少年課内）	宇都宮市埴田 1-1-20	相談電話 0120-874-152 （ヤングテレホン）	土曜、日曜、祝日を除く 9:00～16:00
各警察署生活安全課	*P129 （各警察署欄を確認して下さい）		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**14 子ども虐待への対応**

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
少年サポートセンター （警察本部少年課内）	宇都宮市埴田 1-1-20	相談電話 0120-874-152 （ヤングテレホン）	土曜、日曜、祝日を除く 9:00～16:00
各警察署生活安全課	*P129 （各警察署欄を確認して下さい）		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**15 暴力団犯罪の被害者への支援**

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
警察本部 組織犯罪対策第一課	宇都宮市埜田 1-1-20	028-622-2424 (暴力相談電話)	土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15
各警察署の事件を担当した課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**16 交通事故被害者への支援**

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
各警察署交通(捜査)課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856	土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**17 配偶者からの暴力事案に対する対応**

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

&lt;施策担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
県警本部生活安全企画課	宇都宮市埜田 1-1-20	028-621-0110	土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

&lt;被害者への教示窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
各警察署生活安全課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**18 ストーカー事案に対する対応**

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
県警本部生活安全企画課	宇都宮市埜田 1-1-20	028-621-0110	土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15
各警察署生活安全課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**19 被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度**

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(対象要件等)

自宅が犯罪の現場となった殺人、性犯罪等の被害者又はその遺族

&lt;施策担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
県警本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埜田 1-1-20	028-621-0110	土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

&lt;被害者への教示窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
各警察署生活安全課	*P129 (各警察署欄を確認して下さい)		土曜、日曜、祝日を除く 8:30～17:15

**20 司法解剖に関する経費の公費負担**

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するとともに、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。

公費搬送の区域は栃木県内とさせていただきますが、県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません。

&lt;施策担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埜田 1-1-20	028-621-0110

## ＜被害者への教示窓口＞

窓口	住所	電話番号
各警察署警務課	*P129（各警察署欄を確認して下さい）	
高速道路交通警察隊	鹿沼市茂呂 24-1	0289-76-2856

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30～17:15

#### (4) 海上保安庁

##### (組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

#### 1 被害者連絡制度

##### (支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

##### (対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

#### 2 犯罪被害者等支援制度

##### (支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

##### (対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

#### 3 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

##### (支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

##### (対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族



**4 その他の支援**

(支援概要)

## (1) 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

## (3) 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

&lt;担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号	受付時間
海上保安庁総務部政務課 警務管理官	東京都千代田区 霞ヶ関 2-1-3	(代) 03-3591-6361	平日 9:30～18:15
第三管区海上保安部総務部 総務課警務管理官	神奈川県横浜市中区 北仲通 5-57	(代) 045-211-1118	平日 8:30～18:15

## (5) 法テラス：日本司法支援センター栃木地方事務所（法テラス栃木）

### （組織の紹介）

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者参加人のための国選弁護人を確保する業務等、また資力の乏しい犯罪被害者が加害者に損害賠償請求の訴訟を提起する場合に、弁護士費用を立て替える等の援助を行っています。

## 1 コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

### （支援概要）

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は全国どこからでも 3 分 8.5 円（税別）です。

（電話番号）0570-079714（「なくことないよ」）

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

(4) PHS・IP 電話からは、03-6745-5601

(5) 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）も設け、情報提供しています。

## 2 犯罪被害者支援業務

### （支援概要）

犯罪被害者支援業務では、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

また、被害者にあわれた方やご家族の方などが、その被害者に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。

さらに、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介します。

また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律援助の制度をご利用いただけます。

その他、「被害者参加人のための国選弁護鮮度」に関する業務を行っています。

### （対象要件等）

(1) 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること

- (2) 資力（現金・預金等）に関する基準額（150万円未満）に該当すること（3か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

### 3 民事法律扶助業務

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

（対象要件等）

- (1) 収入等が一定額以下であること
- (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- (3) 民事法律扶助の趣旨に適すること

### 4 日弁連委託援助業務

（支援概要）

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

（対象要件等）

- (1) 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- (2) 収入等の要件に該当すること
- (3) 弁護士に依頼する必要性・相当性があること

<栃木県の法テラス>

窓 口	法テラス栃木
住 所	宇都宮市本町 4-15 宇都宮N I ビル 2F
電話番号	050-3383-5395
受付時間	平日 9:00～17:00

**(6) 栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人 被害者支援センターとちぎ**

(組織の紹介)

突然理不尽な事件、事故に遭遇した犯罪被害者やその家族は、発生直後にとどまらず、長期でしかも多岐にわたる問題を抱え、身体的、経済的、精神的被害に苦しめられることが多いことから、当センターは電話相談等を端緒として、民間の立場から被害者やその家族の心情に寄り添いつつ、平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関との連携による支援活動を展開しています。

**1 電話相談・面接相談・無料弁護士相談・無料カウンセリング**

(支援概要)

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

**2 直接的支援**

(支援概要)

直接支援（自宅訪問、警察付添、検察庁付添、病院付添、裁判所付添）等があります。

**3 自助グループへの支援**

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。

(対象要件等)

犯罪被害者遺族

< 栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 被害者支援センターとちぎ代表窓口 >

窓 口	公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
住 所	宇都宮市桜 2-2-28 栃木県桜別館 2F
代表電話	028-623-6600

< 各種相談案内 >

電話相談	028-643-3940
	受付時間 祝祭日を除く月～金 10:00～16:00
面接相談 カウンセリング	予約制で随時
弁護士相談	予約制で毎月第3木曜日 13:00～

## (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

### 1 奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- (2) 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- (3) 学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

### 2 生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

※ 通話料はかかります。

(対象要件等)

奨学生、その保護者

### 3 支援金支給事業

(支援概要)

加害者による実効的な損害賠償が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の公的な救済制度又は保険による補填が認められないなど、その者の個別の事業に照らし特別な救済の対象とすべき理由がある者に対して支援金を支給する。

(対象要件等)

犯罪被害者、又はその遺族

<公益財団法人 犯罪被害救援基金窓口>

担当窓口	公益財団法人 犯罪被害救援基金
住 所	東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内
電話番号	03-5226-1020
ファックス	03-5226-1023

ホームページ	<a href="http://kyuenkikin.or.jp/">http://kyuenkikin.or.jp/</a>
パンフレット	明日の笑顔のために

## &lt;警察担当窓口&gt;

窓口	住所	電話番号
警察本部県民広報相談課 犯罪被害者支援室	宇都宮市埴田 1-1-20	028-621-0110 内線 (2187, 2188)

\*受付時間 土曜・日曜・休日を除く 8:30~17:15

## (8) 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

### 1 裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を審理している裁判所

### 2 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を審理している裁判所

### 3 意見陳述

(支援概要)

公判期日において、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）

- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹  
(申出先) 検察官

#### 4 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

検察官（刑事事件のみ）又は事件を審理している裁判所

#### 5 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

#### 6 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 121 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹



ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 検察官

国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ

## 7 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を審理している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- (1) 被害者
- (2) 被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 刑事事件を審理している地方裁判所

## 8 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、刑事事件を審理している裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 刑事事件を審理している裁判所

<栃木県の地方・簡易裁判所代表窓口>

窓口	住所	電話番号	受付時間
宇都宮地方裁判所	宇都宮市小幡 1-1-38	028-621-2111	8:30～17:00
宇都宮簡易裁判所			

<裁判所関連ホームページの紹介>

裁判所における犯罪被害者保護施策	<a href="http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/">http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/</a>
犯罪によって被害を受けた方へ	<a href="http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/">http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/</a> 内の「犯罪によって被害を受けた方へ」

## (9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した以下のような制度が設けられています。

### 1 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所  
但し少年の処分確定から 3 年以内

### 2 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を審理している裁判所  
但し少年の処分が決まるまでの間

### 3 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）

- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹  
(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所  
但し少年の処分確定から3年以内

#### 4 審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹  
(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所  
但し少年の処分確定から3年以内

#### 5 審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

- (1) 被害者が亡くなった場合  
亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）
- (2) 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合
  - ア 被害者
  - イ 被害者の法定代理人（親権者など）
  - ウ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

<栃木県の家庭裁判所代表窓口>

窓 口	宇都宮家庭裁判所
住 所	宇都宮市小幡 1-1-38
電話番号	028-621-2111
受付時間	8:30~17:00

<家庭裁判所関連ホームページの紹介>

裁判所における 犯罪被害者保護施策	<a href="http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/">http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/</a>
少年犯罪によって 被害を受けた方へ	<a href="http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/syonen_hanzai_higai.pdf">http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/syonen_hanzai_higai.pdf</a>

## (10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

### 1 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン

### 2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

(1) 被害者

(2) 被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

(3) 目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。)

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

### 3 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

### 4 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

## 5 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

## 6 意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人(親権者など)
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

## 7 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合(要件についてはP. 124参照)は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、自動車による過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件
- (申出先) 事件を取り扱った検察庁
- 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ

## 8 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- (1) 被害者
  - (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を取り扱った検察庁

## 9 被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

## 10 公判記録の閲覧・コピー(起訴された事件の同種余罪の被害者等)

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- (1) 起訴された事件の同種余罪の被害者
  - (2) 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
  - (3) 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

<栃木県の検察庁代表窓口>

窓 口	宇都宮地方検察庁
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11
電話番号	028-621-2525
受付時間	平日 8:30～17:15 *土日祝日除く

## (11) 栃木県弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

### 1 法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談（面接相談）を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関（検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など）・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

### 2 人権公害委員会

栃木県弁護士会に設置されている、人権擁護、女性子供の権利、公害・環境問題などを取り扱う機関です。

### 3 犯罪被害者対策委員会

栃木県弁護士会に設置されている、犯罪被害者やその遺族の方等への法的支援活動等を取り扱う機関です。

<栃木県の弁護士会窓口>

窓 口	栃木県弁護士会
住 所	宇都宮市明保野町 1-6
電話番号	028-689-9000
受付時間	平日 10:30～12:00 13:00～16:30

※ 相談料の詳細は下記ホームページをご覧ください。

※ 栃木県弁護士会ホームページ <http://www.tochiben.com/>



<栃木県弁護士協同組合＊公判記録のコピー閲覧関係担当窓口>

住 所	宇都宮市明保野町 1-6 栃木県弁護士会内
電話番号	028-689-9000

## (12) 栃木県司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

### 1 総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます。

<栃木県の司法書士会>

窓 口	栃木県司法書士会
住 所	宇都宮市幸町 1 - 4
電話番号	028-614-1122
受付時間	平日 9:00～17:00

## (13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

### 1 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

### 2 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

<栃木県内矯正施設管轄窓口>

窓 口	東京矯正管区総務課
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階
電話番号	048-600-1500

## (14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

### 1 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

栃木県内の所在施設	住所	電話
栃木刑務所庶務課	栃木市惣社町 2484	0282-27-1885
黒羽刑務所庶務課	大田原市寒井 1466-2	0287-54-1191
宇都宮拘置支所庶務課	宇都宮市小幡 1-1-9	028-622-2657
足利拘置支所	足利市助戸町 3-511-1	0284-41-3919
大田原拘置支所	大田原市美原 1-17-37	0287-22-2359
喜連川社会復帰促進センター 庶務課	さくら市喜連川 5547	028-686-3111

### (15)少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

#### 1 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

<栃木県内の所在施設>

窓 口	宇都宮少年鑑別所庶務課
住 所	宇都宮市鶴田町 574-1
電話番号	028-648-5062

## (16)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

### 1 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- (1) 被害者
- (2) 被害者の法定代理人（親権者など）
- (3) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所（上記少年鑑別所部分参照）

<栃木県内の所在施設>

窓 口	喜連川少年院庶務課
住 所	さくら市喜連川 3475-1
電話番号	028-686-3020

## (17)地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

### 1 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- (1) 加害者が仮釈放等審理中であること
- (2) 被害者
- (3) 被害者の法定代理人（親権者など）

- (4) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹  
 (申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

## 2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果について通知を行います。

(対象要件等)

(1) 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合

ア 被害者

イ 被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

(2) 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合

ア 被害者

イ 被害者の法定代理人（親権者など）

ウ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

(1)については、事件を取り扱った検察庁

(2)については、少年鑑別所

窓 口	関東地方更生保護委員会被害者窓口
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
電話番号	048-601-2132
受付時間	平日 9:30～17:15（土、日、祝日を除く）

## (18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

## 1 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- (1) 加害者が保護観察中であること
  - (2) 被害者
  - (3) 被害者の法定代理人（親権者など）
  - (4) 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

## 2 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- (1) 加害者が刑事処分になった場合
    - ア 被害者
    - イ 被害者の親族又はそれに準ずる者  
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
  - (2) 加害者が保護処分になった場合
    - ア 被害者
    - イ 被害者の法定代理人（親権者など）
    - ウ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) (1)については、事件を取り扱った検察庁  
(2)のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

**3 相談・支援**

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

<栃木県の保護観察所窓口>

窓 口	宇都宮保護観察所企画調整課
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎 5 階
電話番号	028-621-2298
受付時間	平日 10:00～16:00 (土、日、祝日を除く)

## (19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

### 1 常設人権相談所

(支援概要)

全国共通のナビダイヤル又は、面談により様々な人権相談に応じています。

窓口	住所	電話番号
宇都宮地方法務局	宇都宮市小幡 2-1-11 (宇都宮地方法務合同庁舎)	みんなの人権 110 番 0570-003-110 平日 8:30～17:15
足利支局	足利市相生町 1-12	
栃木支局	栃木市片柳町 1-22-25	
日光支局	日光市今市本町 20-3	
真岡支局	真岡市荒町 5176-3	
大田原支局	大田原市本町 1-2695-109	

### 2 子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

電話番号	受付時間
0120-007-110	平日 8:30～17:15

### 3 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

電話番号	受付時間
0570-070-810	平日 8:30～17:15

### 4 外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせ下さい)。



<外国人のための人権相談問合せ先>

相談場所	受付日時	通訳言語	お問い合わせ先
東京法務局内人権相談室 千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 12 回	毎週 月曜日 13:30～16:00	中国語 0570-050110	東京法務局 人権擁護部 03(5213)1372 平日 8:30～17:15
	毎週 火・木曜日 13:30～16:00	英語 0570-090911	
	毎週 火・木曜日 13:30～16:00	ドイツ語 03(5213)1372	

**5 インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)**

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口（SOS-eメール）を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

<メール相談窓口>

パソコン	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</a>
携帯電話	<a href="https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html">https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html</a>

**(20) 地方入国管理局**

(組織の紹介)

地方入国管理局は、管轄地域ごとに全国15ヶ所に地方入国管理局又はその支局が設置され、外国人の出入国管理や在留管理などを行う法務省所管の機関です。

(支援概要)

地方入国管理局では、関係機関と連携しながら、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。

外国人被害者である可能性のある方について情報提供を受け付けるとともに、被害者の認定や保護を行っています。

<問い合わせ先>

窓口	住所	電話番号
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	011-261-7502
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	022-256-6076
東京入国管理局	東京都港区港南 5-5-30	03-5796-7111
成田空港支局	千葉県成田市古込 1-1 成田国際空港第二旅客ターミナルビル 6 階	0476-34-2222
羽田空港支局	東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	03-5708-3202

横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	045-769-1720
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町 5-18	052-559-2150
中部空港支局	愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟内	0569-38-7410
大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	06-4703-2100
関西空港支局	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1	072-455-1453
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	078-391-6377
広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-4411
高松入国管理局	香川県高松市丸の内 1-1	087-822-5852
福岡入国管理局	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-623-2400
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	098-832-4185

・人身取引に関するホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

## (21)公益財団法人 栃木県国際交流協会(Tochigi.International.Association)

### 1 相談受付

(組織の紹介)

在県外国人からの各種相談を受け付けています。

窓 口	公益財団法人栃木県国際交流協会
住 所	宇都宮市本町 9-14 とちぎ国際交流センター内
電話番号	028-627-3399
受付時間	火～土 9:00～16:00 日曜・月曜、祝日、年末年始を除く。
対応言語	日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語 ※その他の言語は相談下さい。
ホームページ	<a href="http://tia21.or.jp">http://tia21.or.jp</a>

**(22) 栃木県精神保健福祉センター**

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

窓 口	栃木県精神保健福祉センター
住 所	宇都宮市下岡本町 2145-13
電話番号	028-673-8785
受付時間	平日 8:30～17:15

**1 相談業務**

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

**2 自助グループの紹介**

(支援概要)

同じような悩みを抱える方に、交流場所を提供しています。

(対象要件等)

自助グループによって異なります。

**(23) 栃木県健康福祉センター・各市福祉事務所**

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。）。

**1 相談・援護**

(支援概要)

生活保護法、児童福祉法などいわゆる福祉各法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務を行っています。

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

また、生活保護制度について、資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する者に対し、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、厚生労働省で定める最低生活費から収入を差し引いた差額を、保護費として支給するとともに、その自立を助長します。

県の施設では健康福祉センター、各市においては各福祉事務所が対応します。

窓口	住所	電話番号
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2138
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-21-2216
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23-2171
宇都宮市社会福祉事務所 ・生活保護に関すること ・高齢者福祉に関すること ・障がい福祉に関すること ・児童福祉に関すること ・保育に関すること	生活福祉第 1,2 課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども家庭課 保育課	028-632-2373 028-623-2360 028-632-2229 028-632-2386 028-632-2393
足利市福祉事務所	足利市本城 3-2145	0284-20-2133
栃木市福祉事務所	栃木市万町 9-25	0282-21-2212
佐野市福祉事務所	佐野市高砂町 1	0283-20-3020
鹿沼市福祉事務所	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2173
日光市福祉事務所	日光市今市本町 1	0288-21-5149
小山市福祉事務所	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9622
真岡市福祉事務所	真岡市荒町 5191	0285-83-8195
大田原市福祉事務所	大田原市本町 1-3-1	0287-23-8637
矢板市福祉事務所	矢板市本町 5-4	0287-43-1116
那須塩原市福祉事務所	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7136
さくら市福祉事務所	さくら市氏家 2771	028-681-1161
那須烏山市福祉事務所	那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115
下野市福祉事務所	下野市石橋 552-4	0285-52-1112

#### (24) 栃木県が設置する健康福祉センター(宇都宮市の場合は宇都宮市保健所ほか)

(組織の紹介)

保健所は、健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県、指定都市や中核市等）が設置する保健所に位置づけられています。県では、健康福祉センターが保健所の役割を担っています。医師、薬剤師、保健師、栄養士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談、心の健康に関する相談、児童虐待、養育等児童に関するあらゆる相談、生活保護に関する相談、覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用の相談に関する業務、H I V等感染症検査も行っています。

**1 相談業務**

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

**2 DV(ドメスティック・バイオレンスに関する相談)**

窓口	住所	電話番号
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2139
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-21-2294
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23-2172

受付時間 平日 9:00～16:00

**3 児童虐待、養育等児童に関するあらゆる相談**

窓口	住所	電話番号
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2139
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-21-2294
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23-2172

受付時間 平日 8:30～17:15

**4 心の健康に関する相談**

窓口	住所	電話番号
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-62-6224
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2138
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-6192
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2259
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5895
今市健康福祉センター	日光市瀬川 51-8	0288-21-1066
栃木健康福祉センター	栃木市神田町 6-6	0282-22-4121
矢板健康福祉センター	矢板市本町 2-25	0287-44-1297
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央 1-6-92	0287-82-2231
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972	028-626-1114

受付時間 平日 8:30～17:15

**5 ひとり親家庭等の就業や生活に関する相談**

窓口	住所	電話番号
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2139
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-21-2294
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23-2172
*町部の方は上記健康福祉センター、市部の方は各市福祉事務所(P. 166)へお問い合わせください。		

受付時間 平日 8:30～17:15

**6 生活保護及び生活困窮に関する相談**

窓口	住所	電話番号
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-2138
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-21-2216
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-23-2171
*町部の方は上記健康福祉センター、市部の方は各市福祉事務所(P. 163)へお問い合わせください。		

受付時間 平日 8:30～17:15

**7 覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用の相談**

窓口	住所	電話番号
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3029
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-83-7220
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-6119
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2364
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5897
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972	028-626-1104

受付時間 平日 8:30～17:15

**8 HIV等感染症検査に関する相談**

窓口	住所	電話番号
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3125
県東健康福祉センター	真岡市荒町 2-15-10	0285-82-3323
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-1219
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2679
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5895
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972	028-626-1114
宇都宮市保健センター	宇都宮市駅前通り 1-4-6	

**(25)社会福祉協議会**

社会福祉協議会は地域の住民やボランティア、福祉・保健・医療等の関係機関、行政機関の協力を得て、福祉のまちづくりをめざす民間組織です。

**1 各種福祉事業等**

(支援概要)

社会福祉協議会は地域福祉を推進する組織として、高齢者・障害者等に対するホームヘルプサービスや配食サービス等の在宅福祉サービス事業や心配ごと相談など、様々な福祉事業を実施しています。

実施している事業については、社会福祉協議会により異なりますので、利用にあたっては次の各社会福祉協議会までお問い合わせください。

※ 支援にかかる費用の一部負担が必要なサービスもあります。

窓口	住所	電話
栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028(622)0524
宇都宮市社会福祉協議会	宇都宮市中央 1-1-15 市総合福祉センター内	028(636)1215
足利市社会福祉協議会	足利市東砂原後町 1072 市総合福祉センター内	0284(44)0322
栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町 2-1-40 市保健福祉センター内	0282(22)4457
佐野市社会福祉協議会	佐野市大橋町 3212-27 市総合福祉センター内	0283(22)8100
鹿沼市社会福祉協議会	鹿沼市万町 931-1 市総合福祉センター内	0289(65)5191
日光市社会福祉協議会	日光市今市 511-1	0288(21)2759
小山市社会福祉協議会	小山市神鳥谷 931-3 市神鳥谷庁舎内	0285(22)9501
真岡市社会福祉協議会	真岡市荒町 110-1 市総合福祉保健センター内	0285(82)8844
大田原市社会福祉協議会	大田原市浅香 3-3578-17 市福祉センター内	0287(23)1130
矢板市社会福祉協議会	矢板市扇町 2-4-19 市きずな館内	0287(44)3000
那須塩原市社会福祉協議会	那須塩原市南郷屋 5-163 健康長寿センター内	0287(37)5122
さくら市社会福祉協議会	さくら市喜連川 904 喜連川社会福祉センター内	028(686)2670
那須烏山市社会福祉協議会	那須烏山市田野倉 85-1 市保健福祉センター内	0287(88)7881
下野市社会福祉協議会	下野市小金井 789 市保健福祉センターゆうゆう館内	0285(43)1236
上三川町社会福祉協議会	上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内	0285(56)3166
益子町社会福祉協議会	益子町大字益子 1532-5 町福祉センター内	0285(70)1117
茂木町社会福祉協議会	茂木町茂木 1043-1 町保健福祉センター内	0285(63)4969
市貝町社会福祉協議会	市貝町大字市塙 1720-1 町保健福祉センター内	0285(68)3151
芳賀町社会福祉協議会	芳賀町南 1-6-1 町トレーニングセンター内	028(677)4711
壬生町社会福祉協議会	壬生町壬生甲 3843-1 町保健福祉センター内	0282(82)7899
野木町社会福祉協議会	野木町友沼 5840-7 ホープ館内	0280(57)3100
塩谷町社会福祉協議会	塩谷町玉生 872 町老人福祉センター内	0287(45)0133
高根沢町社会福祉協議会	高根沢町石末 1825 町福祉センター内	028(675)4777
那須町社会福祉協議会	那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287(72)5133
那珂川町社会福祉協議会	那珂川町馬頭 560-1 町馬頭総合福祉センター内	0287(92)2226

**2 福祉サービスに関する苦情相談**

(支援概要)

福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立、公正な立場から助言・あっせん等を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

栃木県運営適正化委員会（栃木県社会福祉協議会内）	電話 028-622-2941
--------------------------	-----------------

**3 日常生活自立支援事業**

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力を十分発揮できない方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援します。

<担当窓口> ご相談・お問い合わせは最寄りのあすてらす、またはお住まいの市町社会福祉協議会へ

窓口	場所	電話
とちぎ権利擁護センターあすてらす	県社会福祉協議会内	028-621-1234
あすてらす うつのみや	宇都宮市社会福祉協議会	028-635-1234
あすてらす あしかが	足利市社会福祉協議会	0284-44-0372
あすてらす とちぎ	栃木市社会福祉協議会	0282-20-7755
あすてらす さの	佐野市社会福祉協議会	0283-21-5330
あすてらす かぬま	鹿沼市社会福祉協議会	0289-63-2817
あすてらす にっこう	日光市社会福祉協議会	0288-21-5577
あすてらす おやま	小山市社会福祉協議会	0285-22-5353
あすてらす もおか	真岡市社会福祉協議会	0285-83-8585
あすてらす おおたわら	大田原市社会福祉協議会	0287-23-7375
あすてらす やいた	矢板市社会福祉協議会	0287-43-8700
あすてらす なすしおばら	那須塩原市社会福祉協議会	0287-38-1161
あすてらす なすからすやま	那須烏山市社会福祉協議会	0287-82-3500
あすてらす しもつけ	下野市社会福祉協議会	0285-43-1250

**4 生活福祉資金**

(支援概要)

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

ご相談・お問い合わせはお住まいの市町社会福祉協議会へ(P149)



**(26)地域包括支援センター**

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉などの様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的に提供されるよう支援を行います。

**1 総合相談支援業務**

(支援概要)

個々の高齢者が、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

**2 権利擁護業務**

(支援概要)

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

<包括支援センター一覧> 別表2参照

**(27)障害者虐待防止センター**

(組織紹介)

各市町において設置され、障害者虐待に関する相談・通報の窓口であり、障害者虐待に関する相談・通報等の受理、指導・助言及び広報、普及啓発を行っています。  
 <「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」の通報窓口>

名称	所在地	平日		休日・夜間
		TEL	FAX	TEL
宇都宮市障害者虐待防止センター	宇都宮市旭町1-1-5	028-632-2366	028-636-0398	028-632-2222
足利市福祉部障がい福祉課障がい支援担当	足利市本城 3-2145	0284-20-2134	0284-21-5404	0284-20-2222
栃木市保健福祉部社会福祉課	栃木市万町 9-25	0282-21-2203	0282-21-2682	0282-22-3535
佐野市こども福祉部障がい福祉課	佐野市高砂町 1	0283-20-3025	0283-24-2708	0283-20-3025
鹿沼市障害者虐待防止センター	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2176	0289-63-2169	0289-64-2111
日光市障がい者虐待防止センター	日光市今市本町 1	0288-25-3715	0288-21-5105	0288-25-3715

小山市保健福祉部福祉課	小山市中央 1-1-1	0285-22-9629	0285-24-2370	0285-22-9420
真岡市障害者虐待防止センター	真岡市荒町 5191	0285-83-8129	0285-82-2340	休:0285-82-1111 夜:0285-83-6105
大田原市保健福祉部福祉課福祉支援係	大田原市本町 1-3-1	0287-23-8921	0287-23-7632	0287-23-1111
矢板市虐待防止センター	矢板市本町 5-4	0287-44-2112	0287-43-5404	080-8885-6096
那須塩原市障害者虐待防止センター	那須塩原市共壘社 108-2	0287-62-7026	0287-63-8911	休:0287-62-7026 夜:0287-62-0736
さくら市障害者虐待防止センター	さくら市氏家 2771	028-681-1161	028-682-1305	090-1996-4484 090-5554-6968
那須烏山市障がい者虐待防止センター	那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115	0287-88-6069	0287-80-1020
下野市社会福祉課	下野市石橋 552-4	0285-52-1112	0285-52-1137	0285-40-5551
上三川町福祉課福祉人権係	河内郡上三川町 しらさぎ 1-1	0285-56-9128	0285-52-7493	0285-56-9128
益子町民生部健康福祉課福祉係	芳賀郡益子町大字 益子 2030	0285-72-8866	0285-70-1141	休:0285-72-2111 夜:0285-72-8483
茂木町障害者虐待防止センター	芳賀郡茂木町大字 茂木 155	0285-63-5631	0285-63-5600	0285-65-0467
市貝町障害者虐待防止センター	芳賀郡市貝町大字 塙 1280	0285-68-1113	0285-68-4671	休:0285-68-1113 夜:0285-72-8483
芳賀町障害者虐待防止センター	芳賀郡芳賀町大字 祖母井 1020	028-677-1112	028-677-2716	休 028-677-1112 夜 0285-72-8483
壬生町民生部健康福祉課社会福祉係	下都賀郡壬生町通 町 12-22	0282-81-1883	0282-81-1121	0282-81-1883
野木町障がい者虐待防止センター	下都賀郡野木町大字 丸林 571	0280-57-4196	0280-57-4193	090-3246-2260
塩谷町障害者虐待防止センター	塩谷郡塩谷町大字 玉生 741	0287-45-1119	0287-41-1014	080-1321-0346
高根沢町健康福祉課	塩谷郡高根沢町 大字石末 2053	028-675-8105	0288-675-8988	休:028-675-8105 夜:028-675-1711
那須町障害者虐待防止センター	那須郡那須町大字 寺子丙 3-13	0287-72-6917	0287-72-0904	休:0287-72-6901 夜:0287-72-1215
那珂川町障がい者虐待防止センター	那須郡那珂川町 馬頭 409	0287-92-1119	0287-92-1164	0287-80-1020

## (28) 栃木県障害者権利擁護センター

(組織の紹介)

栃木県障害福祉課内に設置され、障害者虐待に関する市町相互間の連携調整、情報提供、助言その他必要な支援を行っています。

< 「使用者による障害者虐待」の通報・届出窓口 >

名 称	所在地	平 日		休日・夜間
		TEL	FAX	TEL
栃木県障害者権利擁護センター	宇都宮市塙田 1-1-20 保健福祉部障害福祉課内	028-623-3139	028-623-3052	—

**(29) 栃木県医療安全相談センター**

(組織の紹介)

患者・家族と医療機関（病院、診療所等）との信頼関係の構築を支援するとともに、医療の質と安全を高めることを目的としています。

**1 相談業務**

(支援概要)

患者・家族からの医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決することができるよう、適切な助言を行います。

(ご相談前の注意事項)

- (1) ご相談の内容によっては、より適切な相談窓口（専門機関）等をご紹介する場合があります。
- (2) 医療行為における過失や因果関係の有無、医療機関の責任の有無の判断はできません。
- (3) 医療機関との紛争の仲介や調停は行いません。
- (4) 現在の症状に関する疾病名等の診断はできません。
- (5) 面談による相談時間は、原則として30分とさせていただきます。

## &lt; 県域医療安全相談センター &gt;

住所	宇都宮市塙田 1-1-20 県民プラザ内（栃木県庁本館 2F）
電話、FAX	電話 028-623-3900 ファックス 028-623-2057
相談方法	電話、面談（要予約）、手紙、FAX、Eメール
受付時間	平日 9時～11時30分、13時～16時30分
メールアドレス	iryuan@snow.ucatv.ne.jp

## &lt; 二次医療圏医療安全相談センター &gt;

県西医療安全相談センター	住所	鹿沼市今宮町 1664-1（県西健康福祉センター内）
	電話	電話 0289-64-3125
	受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時15分
県東医療安全相談センター	住所	真岡市荒町 2-15-10（県東健康福祉センター内）
	電話	電話 0285-82-3321
	受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時15分
県南医療安全相談センター	住所	小山市犬塚 3-1-1（県南健康福祉センター内）
	電話	電話 0285-22-0302
	受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時15分
県北医療安全相談センター	住所	大田原市住吉町 2-14-9（県西健康福祉センター内）
	電話	電話 0287-22-2257
	受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時15分

安足医療安全相談センター	住所	足利市真砂町 1-1 (安足健康福祉センター内)
	電話	電話 0284-43-2267
	受付時間	平日 8時30分～12時、13時～17時15分

### (30) 栃木県臨床心理士会

#### (組織の紹介)

臨床心理士会は、「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の認定を受けた「臨床心理士」のうち、県内に在住または勤務する者から構成された会です。当会は、会員相互の連携を密するとともに、その資格と技能の向上を図り、心理臨床の実践および研究をとおして社会の健全な発展に寄与することを目的として、各種の活動を展開し、被害者支援も行っております。

参考文献：「臨床心理士に出会うためには」【第2版】編者 日本臨床心理士会  
<http://webclub.kcom.ne.jp/ma/jsccp/>

#### 1 臨床心理士に関する情報提供

##### (支援概要)

臨床心理士が働く職域等についての情報提供をしています。

##### <担当窓口>

窓 口	栃木県臨床心理士会
住 所	宇都宮市鶴田 2-1-8 ムギショウビル 2F 栃木県カウンセリングセンター内
電話番号	028-670-3688
ファックス	028-649-1213
ホームページ	<a href="http://tsccp.info">http://tsccp.info</a>

### (31) 栃木県社会福祉士会

#### (組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- (1) 児童福祉法関係施設 (児童相談所、養護施設、知的障害児施設等)
- (2) 障害者総合支援法関係施設、身体障害者福祉法関係施設等
- (3) 生活保護関係施設 (救護施設、更生施設等)
- (4) 社会福祉法関係事業所 (福祉事務所、社会福祉協議会等)
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係施設 (母子・父子福祉センター等)

- (6) 医療法関係施設（病院等）
- (7) 介護保険法関係施設（地域包括支援センター等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

## 1 成年後見人等の紹介・受任

（支援概要）

判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

※ 家庭裁判所の審判によって支援にかかる費用の一部を負担していただく場合があります。

## 2 栃木県虐待対応センター

（支援概要）

栃木県弁護士会及び栃木県社会福祉士会は、高齢者の尊厳の保護等にとって虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、栃木県内の市町及び地域包括支援センターの虐待防止に関する施策等に協力し、もって高齢者の人権を擁護するため、栃木県虐待対応センターを設置・運営しています。

（業務）

- (1) 市町等に対する高齢者虐待対応に関する相談・助言
- (2) 市町等への虐待対応専門職チームの派遣
- (3) 虐待対応の研修の実施
- (4) その他高齢者虐待対応に関する業務

<担当窓口>

窓 口	栃木県社会福祉士会
住 所	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
電話番号	028-600-1725
受付時間	9:00～16:00

**(32)労働基準監督署**

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

**1 労災保険給付**

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

労働基準監督署一覧	管轄区域	住所	電話
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市・さくら市・那須烏山市・高根沢町・那珂川町	宇都宮市明保野 1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎別館	028-633-4251
足利労働基準監督署	足利市	足利市大正町 864	0284-41-1188
栃木労働基準監督署	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町・佐野市	栃木市沼和田町 20-24	0282-24-7766
鹿沼労働基準監督署	鹿沼市	鹿沼市戸張町 2365-5	0289-64-3215
大田原労働基準監督署	大田原市・矢板市・那須塩原市・那須町	大田原市本町 2-2828-19	0287-22-2279
日光労働基準監督署	日光市・塩谷町	日光市今市 305-1	0288-22-0273
真岡労働基準監督	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・上三川町	真岡市荒町 5195	0285-82-4443

\*受付時間 平日 8:30～17:15

**(33)ハローワーク(公共職業安定所)**

(組織の紹介)

全国に設置される国の行政機関で、職業安定法に基づいて職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

**1 就職支援**

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

&lt;管理機関&gt;

栃木県労働局 028-634-9115

## ＜ハローワーク一覧＞

一 覧	管轄区域	住所	電話	受付日時
ハローワーク 宇都宮	宇都宮市 上三川町 高根沢町	宇都宮市明保野 1-4 宇都宮第2 地方合同 庁舎 1F	028-638-0369	平日 8:30～17:15
ハローワーク 駅前プラザ	宇都宮市 上三川町 高根沢町	宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDXビル 2F	028-623-8609	平日 8:30～19:00 土曜日 10:00～17:00
宇都宮 新卒応援 ハローワーク		宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDXビル 1F	028-678-8311	平日 8:30～19:00 土曜日 10:00～17:00
ハローワーク 那須烏山	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市城東 4-18	0287-82-2213	平日 8:30～17:15
ハローワーク 鹿沼	鹿沼市	鹿沼市睦町 287-20	0289-62-5125	平日 8:30～17:15
ハローワーク 栃木	栃木市 壬生町	栃木市神田町 8-5	0282-22-4135	平日 8:30～17:15
ハローワーク 佐野	佐野市	佐野市天明町 2553	0283-22-6260	平日 8:30～17:15
ハローワーク 足利	足利市	足利市丸山町 688-14	0284-41-3178	平日 8:30～17:15
ハローワーク 真岡	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	真岡市荒町 5101	0285-82-8655	平日 8:30～17:15
ハローワーク 矢板	矢板市 さくら市 塩谷町	矢板市末広町 3-2	0287-43-0121	平日 8:30～17:15
ハローワーク 大田原	大田原市 那須塩原市 (旧塩原町) (旧西那須野町)	大田原市紫塚 1-14-2	0287-22-2268	平日 8:30～17:15
ハローワーク 小山	小山市 下野市 野木町	小山市喜沢 1475 おやまゆうえんち ハーヴェストウォーク内	0285-22-1524	平日 8:30～17:15
小山わかもの ハローワーク		小山市中央 3-3-10 ロブレ 632 2F	0285-37-7127	平日 9:30～18:00 土曜日 10:00～17:00
ハローワーク 日光	日光市	日光市今市本町 32-1	0288-22-0353	平日 8:30～17:15
ハローワーク 黒磯	那須塩原市 (旧黒磯市) 那須町	那須塩原市共墾社 119-1	0287-62-0144	平日 8:30～17:15

**(34) 総合労働相談コーナー**

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

**1 相談業務**

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

窓口	住所	電話番号
栃木労働局 総合労働相談コーナー	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 4 階総務部企画室内	028-634-9112
宇都宮 総合労働相談コーナー	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎別館 宇都宮労働基準監督署内	028-633-4251
足利 総合労働相談コーナー	足利市大正町 864 足利労働基準監督署内	0284-41-1188
栃木 総合労働相談コーナー	栃木市沼和田町 20-24 栃木労働基準監督署内	0282-24-7766
鹿沼 総合労働相談コーナー	鹿沼市戸張町 2365-5 鹿沼労働基準監督署内	0289-64-3215
大田原 総合労働相談コーナー	大田原市本町 2-2828-19 大田原労働基準監督署内	0287-22-2279
日光 総合労働相談コーナー	日光市今市 305-1 日光労働基準監督署内	0288-22-0273
真岡 総合労働相談コーナー	真岡市荒町 5195 真岡労働基準監督署内	0285-82-4443

\*受付時間 平日 8:30～17:15

**(35) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部  
栃木職業能力開発促進センター**

(組織の紹介)

公共職業能力開発施設として、求職者や在職者の方を対象とした職業訓練の他、労働者に対するキャリア・コンサルティング、中小企業に対する人材確保等のための助成金の支給、雇用管理に関する相談等を行っています。



**1 職業訓練**

(支援概要)

求職中の方を対象に、再就職に必要な知識や技能の習得を目的として実施する離職者訓練と、在職者の方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識や技能・技術の習得を目的として実施する在職者訓練を行っています。

(対象要件等)

求職者・在職者

&lt;担当窓口&gt;

窓 口	栃木職業能力開発促進センター訓練課
住 所	宇都宮市若草 1-4-23
電話番号	028-621-0689
受付時間	平日 9:00～17:15

**(36) 労政事務所**

(組織の紹介)

県の機関で、就職・労働問題全般に関する相談を受け付けています。

**1 就職支援**

(支援概要)

個々の求職者に対する就職活動支援や就労者に対する労働相談などの支援を行っています。

窓口	住所	電話番号
宇都宮労政事務所	宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	028-626-3053
小山労政事務所	小山市犬塚 3-1-1 小山庁舎	0285-22-4032
大田原労政事務所	大田原市中央 1-9-9 那須庁舎	0287-22-4158
足利労政事務所	足利市伊勢町 4-19 足利庁舎	0284-41-1241

\* 受付時間 平日 8:30～17:00

## (37)とちぎジョブモール

(組織の紹介)

とちぎジョブモールは、若年者をはじめ中高年齢者や障害のある方などの就職を支援するために県が設置した施設です。就職に関する悩み相談や適職診断、面接の受け方等の指導、更には個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、併設する新卒応援ハローワークでの職業紹介、職場定着までをワンストップで支援します。

### 1 総合相談

(支援概要)

就職に向け求職者がどのような問題を抱えているかを把握し、必要な情報の提供や相談窓口の案内等を行う。また、問題の解決に向け、継続的な支援を行っています。

### 2 キャリアカウンセリング

(支援概要)

求職者が自らの適性或能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう適職診断や個別相談などによりアドバイスを行います。キャリアカウンセラーが就職に関する悩みや適職診断、就職情報の提供などを行っています。

### 3 各種セミナー・能力開発

(支援概要)

就職に必要なビジネスマナーやコミュニケーション能力取得等のための各種セミナーを開催するほか、ジョブモールのキャリアカウンセリングをもとに、就労不安定な若者等に職業訓練を受けるためのバウチャー（利用券）を交付するなど、求職者の能力開発を支援します。

### 4 専門相談

(支援概要)

就職支援関係機関の協力を得て、高齢者や障害者などの対象者別の相談窓口や、農林業の相談を定期的に行っています。

### 5 職業紹介

(支援概要)

同一フロア内に「宇都宮新卒応援ハローワーク」を併設し、新規学卒者等への職業紹介を実施するほか、一般求職者向けの求人検索システムを設置しています。

## &lt;担当窓口&gt;

窓口	とちぎジョブモール
住所	宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX宇都宮ビル 1 F
電話、ファックス	電話 028-623-3226 ファクス 028-623-3236
URL	<a href="http://www.tochigi-work2.net">http://www.tochigi-work2.net</a>
受付時間	平日：8:30分～19:00、土曜日：10:00～17:00 日曜、祝日、年末年始は除く
メール相談	tochigi-shushoku1@sirius.ocn.ne.jp

**(38)配偶者暴力相談支援センター**

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの暴力を受けた被害者の相談や関係機関の紹介を行うなど、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。栃木県ではとちぎ男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町では宇都宮市、日光市、小山市の3市が設置しています。

**1 相談業務等**

配偶者等からの暴力に関する相談業務、関係機関・団体の紹介、一時保護、シェルター等に関する情報提供や保護命令制度の利用についての援助を行います。

**2 情報提供等**

就業の促進、住宅の確保に関する情報提供等による援助を行っています。

<担当窓口>

窓口	電話番号	受付時間
とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720	月～金 電話相談 9:00～20:00 面接相談は要予約 土・日 電話相談 9:00～16:00 祝休日、年末年始除く
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	火～土 電話相談 9:00～17:00 第4土曜日は正午まで、祝休日、年末年始除く
日光市配偶者暴力相談支援センター	0288-30-4140	月～金 電話相談 8:30～17:15 祝休日、年末年始除く
小山市配偶者暴力相談支援センター	0285-22-9602	月～金 電話相談 9:00～17:00 祝休日、年末年始除く

\* 配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府HP）～<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

**(39)とちぎ男女共同参画センター(婦人相談所)**

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施しています。

**1 相談業務**

女性相談員による女性のための電話相談や面接相談を行っています。また、女性弁護士による法律相談や女性医師による健康相談、男性のための電話相談等も行っています。

(支援内容)

- ・様々な問題を抱えた女性からの相談に応じ、自立に向けた適切な支援を行います。
- ・配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため心理学的な指導、自立を支援するための各種制度の利用や、保護命令の制度及び一時保護施設の利用等についての情報提供や助言を行います。

(支援対象等)

- ・配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの暴力を受けた方
- ・人事取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・その他援助を必要とする状態にあると認められる方

(1) 一般相談（電話相談・面接相談）

開設日：月曜日～日曜日 ※祝休日・年末年始を除く

（面接相談は、火曜日～日曜日）

時 間：9:00～16:00

電 話：028-665-8720（面接相談は、要予約）

(2) 配偶者暴力相談（電話相談・面接相談）

開設日：月曜日～日曜日 ※祝休日・年末年始を除く

（面接相談は、火曜日～日曜日の9:00～16:00）

時 間：9:00～20:00（土曜日・日曜日は16:00まで）

電 話：028-665-8720（面接相談は、要予約）

(3) 就職・再就職相談（電話相談・面接相談）

開設日：第2・4水曜日 ※祝休日・年末年始を除く

時 間：13:00～16:00

電 話：028-665-8724（面接相談は、要予約）

## 2 一時保護

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者、家に帰れない事情のある方など、緊急の保護が必要と認められる場合に、本人の意思を確認した上で、一時保護を行います。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の安全、安心を確保しつつ、心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援等、必要な支援を行います。

※ 一時保護については、各市の福祉事務所(P145)、県の各健康福祉センター(P146)の相談窓口にご相談ください。

なお、休日、夜間の緊急な案件については、各警察署に御連絡ください。

### (40) 宇都宮市女性相談所

(組織の紹介)

宇都宮市が設置した機関であり、女性のみなさまのいろいろな相談に応じています。

(女性相談)

女性のこと・家族のこと、夫の暴力・結婚・離婚・男女のトラブルなど女性相談員がお話をうかがい、みなさまと一緒に考えます。

## (女性のためのカウンセリング)

夫婦・家庭などの人間関係の悩みごとやストレス、自分自身の性格や生き方など女性カウンセラーが相談をお受けします。

## (女性のための法律相談)

離婚について、親権や養育費のこと、相続の問題など女性弁護士が相談をお受けします。

女性相談	028-636-5731	来所相談（面接相談要予約）、電話相談 9:00～17:00 火曜日から土曜日（月曜日が祝休日のときは火曜日も休み）
女性のためのカウンセリング	028-636-5731	第3土曜日 13:00～17:00 お一人50分程度 電話にて要予約
女性のための法律相談	028-636-5731	第1・3水曜日 13:30～16:00 お一人25分程度 電話にて要予約

**(41)とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」**

## (組織の紹介)

性犯罪・性暴力被害にあわれた方の心身の負担軽減や健康回復、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止を図ることを目的に、被害直後から被害にあわれた方のニーズに応じて、総合的な支援を行うための相談窓口です。

**1 相談業務**

## (支援概要)

女性相談員が被害にあわれた方等からの電話・面接相談を行った後、そのニーズに基づいて、医療的支援や捜査関連支援などの必要な支援のコーディネートを行い、各関係機関・団体につなぎ、連携しながら支援を行っています。

## (支援内容)

- ・医療的支援：産婦人科医療（緊急避妊措置等）
- ・警察関連支援：警察への申告等（本人の意向を尊重）
- ・心理的支援：心理的外傷回復にかかるカウンセリング等の照会
- ・法的支援：法的支援にかかる弁護士の紹介
- ・生活・その他の支援：必要な支援が提供できる関係機関・団体の照会、連携等

## &lt;担当窓口&gt;

窓 口	とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」
住 所	宇都宮市竹林 911-1 済生会宇都宮病院内
電話番号	028-678-8200（ハートにおうえん）
受付時間	平日 9:00～17:30（緊急医療のみ～22:00 まで） 土曜 9:00～12:30（緊急医療のみ～22:00 まで） ※ 日曜、祝日、年末年始は除く

**(42) 民間シェルター**

(組織の紹介)

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。また、相談の対応、被害者の自立に向けた同行支援等、被害者に対する様々な援助を行っています。

**1、相談・緊急一時保護等**

(支援概要)

被害者からの相談の対応のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの同行支援、就業や引越しのサポート、自助グループ活動なども行っています。

※ 宿泊する際には、利用料が必要な場合があります。

&lt;窓口&gt;

機関名	電話番号	受付時間
認定 NPO 法人 ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	月～金 祝休日・年末年始除く 9:00～17:00
NPO 法人 サバイバルネット・ライフ	0285-24-5192	月～金 祝休日・年末年始除く 10:00～16:00

**(43) 母子家庭等就業・自立支援センター**

(組織の紹介)

ひとり親家庭等の就業や生活に関する相談を受け付けています。

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない方等を含む。）

&lt;担当窓口&gt;

窓 口	母子家庭等就業・自立支援センター
住 所	宇都宮市野沢町 4-1 とちぎ男女共同参画センター 1 階
電 話	028-665-7806

**(44)児童相談所**

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

**1 相談業務**

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

&lt;児童虐待に関する相談・通告&gt;

連絡先	電話番号	受付時間
児童相談所全国共通ダイヤル	189 0570-064-000	通年(365日、年末年始を含む) 24時間
児童虐待緊急ダイヤル (中央児童相談所)	028-665-3677	通年(365日、年末年始を含む) 平日 17:15～翌 8:30 土日祝 24時間
テレホン児童相談 (中央児童相談所)	028-665-7788	毎日(365日、年末年始を含む) 9:00～20:00

&lt;虐待、養育等児童に関するあらゆる相談&gt;

窓口	管轄区域	住所	電話
中央児童相談所	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	宇都宮市 野沢町 4-1	028-665-7830
県南児童相談所	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市 沼和田町 17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	那須塩原市 南町 7-20	0287-36-1058

\*受付時間 月曜日から金曜日：8:30～17:15



### (45) 乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

(組織の紹介・支援概要)

#### (1) 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

#### (2) 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

#### (3) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

#### (4) 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

<担当窓口>

児童相談所 (P165 参照)

### (46) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

#### 1 緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- (1) 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- (2) 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

<入所申込み>

居住地の福祉事務所、P145 福祉事務所参照)

## (47)ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

### 1 各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- (1) 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- (2) 保育施設までの送迎を行う。
- (3) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- (4) 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料については各サポートセンターにお問い合わせ下さい。

(対象要件等) 登録をした会員

登録のための窓口	住所	電話
宇都宮市ファミリーサポートセンター	宇都宮市馬場通り 4-1-1 宇都宮市民プラザ 6 階	028-616-1571
あしかがファミリー・サポート・センター	足利市西宮町 2838 番地 さいこうふれあいセンター内	0284-20-2185
栃木市ファミリー・サポート・センター	栃木市箱森町 36-31 とちぎコミュニティプラザ内	0282-25-1040
栃木市ファミリーサポートセンターおおひら	栃木市大平町西水代 1704-4 大平みなみ児童館内	0282-43-1134
ファミリー・サポート・センターさの	佐野市大橋町 3212-27 佐野市総合福祉センター内	0283-22-0115
鹿沼ファミリーサポートセンター	鹿沼市東末広町 1932-7 NPO 法人鹿沼ファミリー劇場内	0289-63-1768
日光市ファミリー・サポート・センター	日光市今市 399-6	0288-21-4152

小山市ファミリー・サポート・センター	小山市城山町 3-7-5 城山・サクラ・コモン小山市子育て支援総合センター内	0285-24-1012
真岡市ファミリーサポート・センター	真岡市荒町 5191 真岡市役所内	0285-83-8131
大田原市ファミリー・サポート・センター	大田原市住吉町 1-8-19 小山市子育てプラザ館内	0287-20-0021
矢板市ファミリーサポートセンター	矢板市本町 5-4 矢板市社会福祉協議会内	0287-44-3000
那須塩原市ファミリーサポートセンター	那須塩原市西大和 6-2	0287-47-6252
さくら市ファミリー・サポート・センター	さくら市櫻野 1329 氏家福祉センター内	028-682-2217
下野市ファミリー・サポート・センター	下野市小金井 789 ゆうゆう館内	0285-44-1176
上三川町ファミリー・サポート・センター	河内郡上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9137
益子町ファミリー・サポート・センター	芳賀郡益子町大字益子 2030	0285-72-8865
芳賀町ファミリー・サポート・センター	芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020	028-677-6024
壬生町ファミリー・サポート・センター	壬生町壬生甲 3843-1 壬生町保健福祉センター内	0282-82-3309
野木町ファミリー・サポート・センター	下都賀郡野木町大字丸林 571 野木公民館内	0280-57-4138
高根沢町ファミリー・サポート・センター	塩谷郡高根沢町太田 625-3 にじいる保育園・子育て支援センターれんげそう内	028-676-1955
那珂川町ファミリー・サポート・センター	那須郡那珂川町小川 869	0287-96-5223

#### (48) 栃木県教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置する事業を行っています。

#### 1 相談業務

(支援概要)

児童生徒に関する諸問題についての相談のほか、家庭養育やしつけ、いじめや不登校など子どもの抱える問題に関する保護者のための電話相談や、いじめや不登校、その他学校生活に関する児童生徒のための電話相談などがあります。

<児童生徒に関する諸問題についての相談>

窓 口	栃木県総合教育センター 教育相談部
住 所	宇都宮市瓦谷町 1070
電話番号	028-665-7210・7211
受付時間	月曜～金曜 9:30～17:15（祝祭日を除く）

## &lt;いじめや不登校その他学校生活に関する問題についての相談&gt;

窓 口	住 所	電 話
河内教育事務所	宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	028-626-3184
上都賀教育事務所	鹿沼市今宮町 1664-1 上都賀庁舎	0289-62-0162
芳賀教育事務所	真岡市田町 1568 芳賀庁舎(分庁舎)	0285-82-5274
下都賀教育事務所	栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎	0282-23-3782
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町 20-22 塩谷庁舎	0287-43-0609
那須教育事務所	大田原市中央 1-9-9 那須庁舎	0287-23-2194
安足教育事務所	佐野市堀米町 607 安蘇庁舎	0283-23-5479

相談日・相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 (祝祭日を除く)

## &lt;電話相談・メール相談&gt;

(家庭教育や学校生活に関する相談)

「ホットはっと電話相談」

・家庭教育ホットライン(保護者専用) 028-665-7867

相談日・相談時間 (月)～(金)8:30～21:30

(土)・(日) 8:30～17:30

\*上記時間外と第3日曜日・祝日・年末年始は留守番電話・FAXで受付

・いじめ相談さわやかテレホン(子ども専用) 028-665-9999

相談日・相談時間 毎日 24時間

・メール相談 パソコン版 <http://www.hothotmail.jp>

モバイル版 <http://www.hothotmail.jp/m.html>

**(49)市町教育委員会**

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、また、災害や事件・事故などに巻き込まれた場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行います。

担当窓口	住所	電話番号	受付時間
宇都宮市教育委員会 学校教育課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2672	平日 8:30～17:15
足利市教育委員会 学校教育課	足利市本城 3-2145	0284-20-2220	平日 8:30～17:15
栃木市教育委員会 学校教育課	栃木市万町 9-25	0282-21-2474	平日 8:30～17:15
佐野市教育委員会 教育センター	佐野市高砂町 1	0283-20-3108	平日 8:30～17:15
鹿沼市教育委員会 学校教育課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2236	平日 8:30～17:15
日光市教育委員会 学校教育課	日光市今市本町 1	0288-21-5181	平日 8:30～17:15

小山市教育委員会 学校教育課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9651	平日 8:30～17:15
真岡市教育委員会 学校教育課	真岡市荒町 5191	0285-83-8181	平日 8:30～17:15
大田原市教育委員会 学校教育課	大田原市湯津上 5-1081	0287-98-7113	平日 8:30～17:15
矢板市教育委員会 学校教育課	矢板市矢板 106-2	0287-43-6217	平日 8:30～17:15
那須塩原市教育委員会 学校教育課	那須塩原市あたご町 2-3	0287-37-5349	平日 8:30～17:15
さくら市教育委員会 学校教育課	さくら市喜連川 4420-1	028-686-6620	平日 8:30～17:15
那須烏山市教育委員会 学校教育課	那須烏山市大金 240	0287-88-6222	平日 8:30～17:15
下野市教育委員会 学校教育課	下野市石橋 552-4	0285-52-1118	平日 8:30～17:15
上三川町教育委員会 教育総務課	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9156	平日 8:30～17:15
益子町教育委員会 学校教育課	益子町大字益子 2030	0285-72-8861	平日 8:30～17:15
茂木町教育委員会 生涯学習課	茂木町茂木 143-1	0285-63-3337	平日 8:30～17:15
市貝町教育委員会 こども未来課	市貝町大字市塙 1280	0285-68-1119	平日 8:30～17:15
芳賀町教育委員会 こども育成課	芳賀町大字祖母井 1020	028-677-1414	平日 8:30～17:15
壬生町教育委員会 学校教育課	壬生町通町 12-22	0282-81-1870	平日 8:30～17:15
野木町教育委員会 こども教育課	野木町丸林 571	0280-57-4138	平日 8:30～17:15
塩谷町教育委員会 学校教育課	塩谷町船生 989-1	0287-48-7501	平日 8:30～17:15
高根沢町教育委員会 こどもみらい課	高根沢町大字石末 1825	028-675-6466	平日 8:30～17:15
那須町教育委員会 学校教育課	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6922	平日 8:30～17:15
那珂川町教育委員会 学校教育課	那珂川町小川 2814-1	0287-96-2114	平日 8:30～17:15

## (50) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

## 1 スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラー等を派遣し、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

<窓口>

在籍する学校にお問い合わせください。

## (51)独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、全国6ヶ所の事務所で災害共済給付及び学校安全支援業務を行っています。

## 1 災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所等の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせください。

**(52) 交通事故相談所**

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

**1 相談業務**

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

&lt;担当窓口&gt;

相談所	住所	電話	相談日
広報課 (県民プラザ室)	宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁舎本館 2 階	028-623-2188	平日
下都賀県民相談室	栃木市神田町 6-6 栃木県下都賀庁舎 1 階	0282-24-5666	* 毎週 月・木曜日
那須県民相談室	大田原市中央 1-9-9 栃木県那須庁舎 1 階	0287-23-1556	* 毎週 水・金曜日

\* 相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00

巡回相談所	住所	電話	相談日
足利市役所 市民相談室	足利市本城 3-2145	0284-20-2111 (足利市市民生活課)	第 1・3 火曜日
佐野市 総合福祉センター	佐野市大橋町 3212-27	0283-20-3014 (佐野市交通生活課)	第 2 金曜日
田沼中央公民館	佐野市戸奈良町 1-1	0283-20-3014 (佐野市交通生活課)	奇数月 第 3 水曜日
鹿沼市役所 市民相談室	鹿沼市今宮町 1688-1 (鹿沼市役所新館 2 階)	0289-63-2122 (鹿沼市生活課)	第 1 月曜日
日光消費生活センター	日光市今市 456	0288-22-4743 (日光市消費生活センター)	第 3 火曜日
小山市役所 市民相談室	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9282 (小山市生活安心課)	第 2・4 火曜日
真岡市総合福祉 保健センター	真岡市荒町 110-1	0285-83-8110 (真岡市安全安心課)	第 2 水曜日
矢板市 保健福祉センター	矢板市本町 5-4 (2 階小会議室)	0287-43-6755 (矢板市生活環境課)	第 1 水曜日
那須塩原市役所 本庁舎	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7127 (那須塩原市生活課)	第 4 火曜日

那須烏山市役所 烏山庁舎	那須烏山市中央 1-1-1	0287-83-1111 (那須烏山市総務課)	毎月 第3木曜日
-----------------	------------------	----------------------------	-------------

\*相談時間 10:00～12:00、13:00～16:00

(佐野市総合福祉センター、田沼中央公民館は13:00～12:00、13:30～16:00)

### (53) 栃木県交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

栃木県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

#### 1 交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

<担当窓口>

窓 口	栃木県交通安全活動推進センター(栃木県交通安全協会内)
住 所	宇都宮市本町 12-11
電話番号	028-622-8438
受付時間	平日 8:30～17:15

### (54) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

#### 1 電話相談

(支援概要)

以下の番号で電話による事故相談を行っています。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。また、時間も10分程度でお願いしています。

電話番号	0570-078325
------	-------------

※ 通話料は負担していただきます。

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者



## 2 面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

## 3 高次脳機能障害面接相談

(支援概要)

自動車事故による高次脳機能障害について、面接による相談を行っています。

(対象要件等)

交通事故により高次脳機能障害になった方

<お問い合わせ先>

窓 口	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター事務局
住 所	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館内
電話番号	03-3581-4724
受付時間	平日 9:30～12:00 13:00～17:30

## (55) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

自動車事故に遭われた方が示談をめぐる損害賠償の問題でお困りのときに、中立公正な立場で、迅速に当事者間の紛争解決のお手伝いをする公益財団法人です。全国10ヶ所の拠点を設け活動しています。

## 1 和解あっせん、審査

(支援概要)

自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、相談担当弁護士による和解あっせんおよび法律の専門家による審査を無料で行います。利用申込みは電話で予約してください。なお、電話での相談は受けていません。

(対象要件等)

電話予約の際にご案内します。

なお、利用申込先は、被害者の住所地または事故地を管轄する当センター本部、支部または相談室になりますので、次のお問い合わせ先またはホームページでご確認ください。

<お問い合わせ先>公益財団法人 交通事故紛争センター

	東京本部	さいたま相談室
住 所	東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 25 階	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル 2 階
電 話 番 号	03-3346-1756	048-650-5271
ホームページ	<a href="http://www.jcstad.or.jp/">http://www.jcstad.or.jp/</a>	

### (56)一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、「そんぽADRセンター」を全国に設置し、相談・苦情・紛争に対応しています。

#### 1 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

(支援概要)

全国 10ヶ所に設置され、損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

<担当窓口>

窓 口	そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
住 所	東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス7F
電 話 番 号	ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料) ※ I P 電話からは、以下の直通電話へおかけください。 03-4332-5241
受 付 時 間	月～金曜日 (祝日・休日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く) の 9:15～17:00
ホームページ	<a href="http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/">http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/</a>

**(57)一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構**

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

**1 紛争処理**

(支援概要)

自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

(対象要件等)

自動車事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

&lt;東京&gt;

住 所	東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
電話、FAX	電話：03-5296-5031、フリーダイヤル：0120-159-700、FAX：03-5296-5035
受付時間	9 時～17 時
ホームページ	<a href="http://www.jibai-adr.or.jp/">http://www.jibai-adr.or.jp/</a>

&lt;大阪&gt;

住 所	大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル
電話、FAX	電話：06-6265-5295 FAX：06-6265-5296
受付時間	9 時～17 時
ホームページ	<a href="http://www.jibai-adr.or.jp/">http://www.jibai-adr.or.jp/</a>

**(58)財団法人 自動車事故被害者援護財団**

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家庭その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人です。

**1 生活資金等の支給**

(支援概要)、(対象要件等)

(1) 越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。

(2) 入学支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

(3) 就職支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を終了して直ちに就職する場合に、就職する児童1人につき一定額を支給します。

## 2 緊急時見舞金

(支援概要)、(対象要件等)

- (1) 自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- (2) 当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。
- (3) 当該家庭が災害等により家財に著しい損壊を受けた場合等に、一家庭につき一定額を支給します。

## 3 緊急一時貸付け(無利子)

(支援概要)

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭が傷病、災害その他の事由により一時的に生活が著しく困難となった場合又は生活困難を克服するための更生資金を必要とする場合に、貸付けをします。

## 4 生活相談事業

(支援概要)

自動車事故被害者のための生活相談員が、物心両面にわたる援護活動を行っています。

<担当窓口>

窓 口	財団法人 自動車事故被害者援護財団
住 所	東京都千代田区麹町 6-1-25 上智麹町ビル 6 階
電話番号	03-3237-0158
受付時間	月曜日～金曜日の 10:00～17:00
Eメール	wvaa@jikhigai.org
最寄り駅	J R・南北線・丸の内線 四ッ谷駅
ホームページ	<a href="http://jikhigai.org/index.html">http://jikhigai.org/index.html</a>

**(59)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)**

## (組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

**1 介護料支給**

## (支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

## (対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- (1) 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- (2) 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
  - ア (1)と同程度の障害を受けたと認められる方
  - イ 事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- (3) 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

**2 生活資金貸付**

## (支援概要)、(対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

## (1) 交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付

## (2) 不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

## (3) 保険金等立替貸付

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

(4) 保障金立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

**3 相談業務**

(支援概要)、(対象要件等)、(専門窓口)

(1) 介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。

栃木支所 028-622-9001

(2) 交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

栃木支所 028-622-9001

(3) 交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

※通話料は負担していただきます。

<担当窓口>

窓 口	独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 栃木支所
住 所	宇都宮市駒生町 1288-2 宇都宮ロイヤルコーポ
電 話	028-622-9001

**(60) 公益財団法人 交通遺児育成基金**

(組織の紹介)

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

**1 育成基金の給付**

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

<担当窓口>

窓 口	公益財団法人 交通遺児育成基金
住 所	東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階
電話・FAX	電話 0120-16-3611 または 03-5212-4511 FAX03-5212-4512
ホームページ	<a href="http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm">http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm</a>
受付時間	平日午前 9 時より午後 5 時まで
最寄り駅	J R ・南北線・丸ノ内線 四ッ谷駅、有楽町線 麹町駅、半蔵門線 半蔵門駅

## (61)公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、道路における交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

### 1 奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時 29 歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

<担当窓口>

窓 口	公益財団法人 交通遺児育英会
住 所	東京都千代田区平河町二丁目 6 番 1 号 平河町ビル 3 階
電話・FAX	電話 03-3556-0771 FAX03-3556-0775
ホームページ	<a href="http://www.kotsuiji.com/">http://www.kotsuiji.com/</a>

## (62)公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

### (組織の紹介)

栃木県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

### 1 暴力団員による犯罪の被害者救済活動

#### (支援概要)

暴力団に関する相談活動をはじめ、暴力団から犯罪被害を受けた方への見舞金支給、暴力団員への損害賠償請求支援、組み事務所使用差止請求訴訟の提起や防犯カメラの貸出を行っています。

### 2 暴力団員の排除を行う組織への支援活動

#### (支援概要)

暴力団の排除を行う地域・職域組織の結成と活動支援を行っています。

### 3 少年や組織離脱希望者に対する支援活動

#### (支援概要)

少年を暴力団から守る活動や暴力団組織から離脱し、社会復帰を目指す組員の支援活動を行っています。

### 4 広報啓発、暴力団排除対策の調査研究活動

#### (支援概要)

暴力団排除に関する広報や暴力団追放県民大会の開催、反社会的勢力に関する情報収集、調査研究を行っています。

#### <担当窓口>

窓 口	公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター
住 所	宇都宮市本町 12-11 栃木会館内
電話番号	028-627-2600
受付時間	平日 9:00～17:00

\* 但し無料弁護士相談は毎月第3水曜日 13:00～15:30

\* メール相談～<http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>



**(63)消費生活センター**

(組織の紹介)

県及び各市町に設置された機関で、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が公正な立場で受け付け、消費者が自主解決できるよう助言・あっせんを行っています。

**1 相談業務(電話又は来所)**

(支援概要)

電話又は来所により、相談を受け付けています。

窓口	住所	電話	受付時間
栃木県 消費生活センター	宇都宮市埜田 1-1-20 県庁本館 7 階	028-625-2227	月～土 9:00～17:00 ※土は電話相談のみ
宇都宮市 消費生活センター	宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道 スクエア内	028-616-1547	電話相談 月～金 9:00～17:30 来所相談 月～金 10:00～17:30 土日祝日は 16:30 まで
足利市 消費生活センター	足利市南町 4254-1	0284-73-1211	月～金 9:00～16:00
栃木市 消費生活センター	栃木市入舟町 15-5	0282-23-8899	月～金 9:00～16:00
佐野市 消費生活センター	佐野市高砂町 1	0283-20-3015	月～金 9:00～16:00
鹿沼市 消費生活センター	鹿沼市今宮町 1688-1 市役所内新館内	0289-63-3313	月～金 9:00～16:00
日光市 消費生活センター	日光市今市 456 ショッピングプラザ日光内	0288-22-4743	月～土 10:00～16:00
小山市 消費生活センター	小山市神鳥谷 931-3 市役所神鳥谷庁舎内	0285-22-3711	月～金 9:00～16:00
真岡市 消費生活センター	真岡市田町 1344 青年女性会館内	0285-84-7830	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
大田原市 消費生活センター	大田原市住吉町 1-9-37	0287-23-6236	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
矢板市 消費生活センター	矢板市本町 5-4	0287-43-3621	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
那須塩原市 消費生活センター	那須塩原市桜町 1-5 いきいきふれあいセンター内	0287-63-7900	月～金 8:30～17:00
さくら市 消費生活センター	さくら市氏家 2771	028-681-2575	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
那須烏山市 消費生活センター	那須烏山市中央 1-1-1	0287-83-1014	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30
下野市 消費生活センター	下野市小金井 1127	0285-44-4883	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
上三川町 消費生活センター	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9153	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00

芳賀地区 消費生活センター	益子町大字益子 2030	0285-81-3881	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
壬生町 消費生活センター	壬生町通町 12-22	0282-82-1106	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
野木町 消費生活センター	野木町大字丸林 571	0280-23-1333	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
那須町 消費生活センター	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6937	月～木 9:00～12:00 13:00～16:00

### (64)社会福祉法人 栃木いのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

#### 1 相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休で相談に応じます。

<窓口>

機関名	電話番号	受付時間
栃木いのちの電話	028-643-7830	24 時間受付、年中無休
足利いのちの電話	0284-44-0783	15:00～21:00 年中無休

### (65)日本年金機構

(組織の紹介)

年金等に関する相談を受け付けています。

<担当窓口>

窓口	住所	電話
宇都宮西年金事務所	宇都宮市下戸祭 2-10-20	028-622-4281
宇都宮東年金事務所	宇都宮市元今泉 6-6-13	028-683-3211
栃木年金事務所	栃木市城内町 1-2-12	0282-22-4131
大田原年金事務所	大田原市本町 1-2695-22	0287-22-6311
今市年金事務所	日光市中央町 17-3	0288-88-0082

\*受付時間：平日 8:30～17:15（週初の開所日は、19:00 まで受付時間の延長を実施しています。詳しくは下記日本年金機構のホームページを御覧下さい。<http://www.nenkin.go.jp/>

### (66) 全国健康保険協会栃木支部

(組織の照会)

全国健康保険協会加入者の方の健康保険に関する相談を受け付けています。

<担当窓口>

窓 口	全国健康保険協会栃木支部
住 所	宇都宮市大通り 1-4-22 住友生命宇都宮第 2 ビル 1 階
電話番号	028-616-1691
受付時間	平日 8:30～17:15
ホームページ	<a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.htm/">http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.htm/</a>

### (67) 税務署

(組織の紹介) 国税に関する相談全般を受け付けています。

\*電話相談、来署相談(予約制)がありますが、詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

<担当窓口>

窓口	管轄区域	住所	電話
宇都宮税務署	宇都宮市、河内郡	宇都宮市昭和 2-1-7	028-621-2151 (自動音声案内)
足利税務署	足利市	足利市伊勢町 4-18-2	0284-41-3151 (自動音声案内)
栃木税務署	栃木市、小山市 下野市、下都賀郡	栃木市本町 17-7	0282-22-0885 (自動音声案内)
佐野税務署	佐野市	佐野市若松町 425	0283-22-4366 (自動音声案内)
鹿沼税務署	鹿沼市、日光市	鹿沼市東末広町 1938-4	0289-64-2151 (自動音声案内)
真岡税務署	真岡市、芳賀郡	真岡市荒町 5178	0285-82-2115 (自動音声案内)
大田原税務署	大田原市、那須塩原市 那須郡のうち那須町	大田原市紫塚 1-5-54	0287-22-3115 (自動音声案内)
氏家税務署	矢板市、さくら市 那須烏山市、塩谷郡 那須郡のうち那珂川町	さくら市氏家 2431-1	028-682-3311 (自動音声案内)

\*受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

税務署におかけいただいた電話は、全て自動音声によりご案内しています。  
ご相談の内容に応じて「0」、「1」、「2」の番号を選択してください。

内 容	選択 番号	転 送 先
東日本大震災に関する国税のご相談	0	東日本大震災に関する 国税の電話相談の専用窓口
上記以外の国税に関する一般的なご相談	1	電話相談センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別的なご相談のための事前予約手続</li> <li>・ 税務署からの照会に関するお問い合わせ</li> <li>・ 税金の納付相談</li> </ul>	2	税務署

- \* 電話がつながりにくい場合があります。  
 なお、税金に関するご質問やご相談は、直接、電話相談センターへお問い合わせいただくこともできます。  
 電話相談センター 直通電話番号（さいたま）048-601-0700